

医科点数表第2章第10部手術の通則第5号及び第6号 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む) に掲げる手術

(2024年1月1日～2024年12月31日 実績)

区分1に分類される手術			
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	56	件
イ	黄斑下手術等	188	件
ウ	鼓室形成手術等	55	件
エ	肺悪性腫瘍手術等	68	件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	148	件
区分2に分類される手術			
ア	靱帯断裂形成手術等	16	件
イ	水頭症手術等	34	件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	件
エ	尿道形成手術等	0	件
オ	角膜移植術	0	件
カ	肝切除術等	77	件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	17	件
区分3に分類される手術			
ア	上顎骨形成術等	2	件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	16	件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	件
エ	母指化手術等	0	件
オ	内反足手術等	0	件
カ	食道切除再建術等	1	件
キ	同種死体腎移植術等	0	件
区分4に分類される手術			
		844	件
その他の区分			
ア	人工関節置換術	86	件
イ	1歳未満の乳児に対する通則5及び6に掲げる手術	0	件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	47	件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	70	件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	285	件

2025年2月3日

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター